

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 2024年度 実施要領

目 次

I. 目的	P 2
II. 実績認定の申請	P 3
III. 表彰への応募	P 1 2
IV. その他	P 1 7

I. 目的

本邦企業がインフラ海外展開を進める上では、海外インフラプロジェクトに従事する人材の確保が重要であるが、その課題の一つとして、国内・海外の制度や環境の違い、国内の公共工事等における海外実績の活用が困難な実態等から技術者の国内・海外間の相互活用が進まないことが挙げられる。

このため、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定するとともに、認定を受けた技術者（以下「認定技術者」という）のうち特に優秀な技術者を「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞及び国土交通大臣奨励賞」として表彰する制度を、2020年度より創設した。

この制度は、認定技術者の実績について、日本国内の公共工事の総合評価落札方式等において適切に評価することにより、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の国内の公共工事等への参加を促進するとともに、国内の技術者の海外工事等への参画を容易にすることにより、技術者の国内・海外間での相互活用の促進を図ることを目的とする。

Ⅱ. 実績認定の申請

(1) 申請主体（工事部門・業務部門共通）

国土交通省（大臣官房会計課所掌機関、地方整備局等又は国土地理院）若しくは独自の競争参加資格を運用している国土交通省所管の独立行政法人等^{*}の工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している企業その他の法人（以下「企業等」という）。

※ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構又は高速道路会社

(2) 申請の方法（工事部門・業務部門共通）

申請に当たっては、申請を行う企業等が、当該企業等に所属し、又は当該企業等の子会社・関連会社・海外現地法人^{*1}（以下「海外現地法人等」という）に出向中であり（以下「所属等」という）、(3)の申請資格を満たす技術者について一括して行う。

なお、申請に当たっては、認定の申請を行おうとする当該技術者実績について、「(4)(ア) 提出資料」に示す資料を作成し、海外インフラプロジェクト技術者申請・審査システム（以下、「Webシステム」という。）にて申請するものとする。

申請はWebシステムを利用するため、別紙「認定申請・審査_操作マニュアル（申請企業編）」（以下、「操作マニュアル」という。）を参照すること。Webシステムの利用には、予めユーザー登録の申請が必要となる。メールタイトルを「システム利用に伴う申請」とし、Webシステムをご利用される企業等名称、及び連絡先を記載の上、下記の宛先までメールにて申請すること。

【申請先】国土交通省海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰事務局

メールアドレス：hqt-overseas-infra-records@ml.idi.or.jp

Webシステムへのログイン用のユーザーアカウントと仮パスワードを、申請されたメールアドレスに返信するので、下記URLよりログイン後、パスワードの変更を行うこと。（パスワードの変更後、各種情報入力用のメニュー画面が表示される）

<https://certify.overseas-infraprj.go.jp/>

※操作マニュアル1章を参照

当該技術者について認定の申請を行おうとする実績が、当該技術者が申請を行う企業等に所属等していない時点での実績であった場合でも、申請は現在所属等する企業から行う^{*2}ものとする。

なお、過年度にコリンズ・テクリスに登録済みのプロジェクトについて、本制度にて未認定の場合は申請を行うことができる（PUBDISは除く）。その場合は、Webシステム内の「コリンズ等の登録希望」は「-」（なし）とすること。

※1 経済産業省「海外事業活動基本調査」における海外現地法人を指す。具体的には「海外子会社（日本側出資比率が 10%以上の外国法人）と海外孫会社（日本側出資比率が 50%超の海外子会社が 50%超の出資を行っている外国法人）を指す。

※2 この場合、「契約の受注者」欄に認定の申請を行おうとする実績の受注企業等を記載のこと。

（３）申請資格

（工事部門）

申請を行う企業等に所属等^{※1}している、以下の①から③の条件を満たす海外建設工事（我が国の領域外において実施する工事^{※2}をいう。以下同じ）^{※3}に従事^{※4}した技術者であること。

① 発注者が、以下のいずれかであること。

- a) 日本以外の国又は地域に存する中央政府の機関又は地方政府の機関若しくは政府機関に準じる法人（高速道路、鉄道、空港、港湾、電力に関する特殊法人、公社、公益法人、公益民間企業等を想定）
- b) 海外建設工事に関するBOTその他PPP形式の事業における特定目的会社。ただし、中央政府又は地方政府と実質的に一体的に事業を行っているもの^{※5}に限る。
- c) 国際機関
- d) 日本国政府又は日本の政府関係機関（独立行政法人又は政府系金融機関）

② 当該技術者の所属する法人（本邦法人又はその海外現地法人等に限る）が元請（JV構成員を含む）として契約したものであること（下請けでの実績については認定申請の対象には含まない）。

③ 2009年4月～2024年3月までに完工^{※6※7}したものであること。

※1 当該企業等の海外現地法人等に出向中の者を含む。

※2 部材や部品の工場製作が日本国内で行われている工事は対象とする。

※3 発注者による指名停止、営業停止、その他の契約競争に参加する資格を停止する措置又は処分を受ける理由となった工事について、当該技術者が当該事案に関与していた場合（明らかに責を負わないと認められる者を除く）には認定の対象としない。また、重大な事故、瑕疵その他の国内であれば指名停止措置に相当するような事案が確認された工事について、当該技術者が当該事案に関与していた場合（明らかに責を負わないと認められる者を除く）には認定の対象としない。

※4 従事期間が短い(6か月未満かつ工期の半分未満の場合、一時的なサポート等の応援業務でない事を確認するため、当該技術者が重要な部分を担当したことを説明できる資料または証明できる施工体制図等を参考資料(認定)へ含めること。

※5 この場合、当該特定目的会社が中央政府又は地方政府と実質的に一体的に事業を行っていることを示す資料を参考資料(認定)として添付すること。

※6 実際の工事は完了しているが契約書上の手続未了その他の理由により契約が完了していない場合も認定対象となる(この場合は(4)(ア)(d)⑤の留意点を参照のこと)。ただし、残工事が明確に残っている場合は認定対象としない。

※7 O&M事業の場合、工事が完工していなくても1年以上の従事が確認できる者は認定対象とする。

(業務部門)

申請を行う企業等に所属等^{※1}している、以下の①から③の条件を満たす調査、詳細設計、施工監理(建築分野においては設計、工事監理)、マスタープラン策定、技術協力プロジェクトその他海外建設工事に関連する業務^{※2}に従事^{※3}した技術者であること。

① 発注者が、以下のいずれかであること。

- a) 日本以外の国又は地域に存する中央政府の機関又は地方政府の機関若しくは政府機関に準じる法人(高速道路、鉄道、空港、港湾、電力に関する特殊法人、公社、公益法人、公益民間企業等を想定)
- b) 海外建設工事にに関するBOTその他PPP形式の事業における特定目的会社。ただし、中央政府又は地方政府と実質的に一体的に事業を行っているもの^{※4}に限る。
- c) 国際機関
- d) 日本国政府又は日本の政府関係機関(独立行政法人又は政府系金融機関)

② 当該技術者の所属する法人(本邦法人又はその海外現地法人等に限る)が元請(JV構成員を含む)として契約したものであること。(下請けでの実績については認定申請の対象には含まない)。

③ 2014年4月～2024年3月までに完了^{※5※6}したものであること。

※1 当該企業等の海外現地法人等に出向中の者を含む。

※2 マスタープランに関する業務や技術協力プロジェクトのように、個別の建設工事に必ずしも直結しない業務についても、最終的に建設工事に関連することが明らかであれば対象とする。基本的に国内における調査等のみをその内容とする業務は対象としないが、現地渡航に代わり、オンラインによる海外の中央・政府機関職員その他日本企業関係者以外のヒアリングを行い、所定の成果を上げたことを確認できる場合は対象とする。

また、発注者による指名停止、営業停止、その他の契約競争に参加する資格を停止する措置又は処分を受ける理由となった業務について、当該技術者が当該事案に関与していた場合（明らかに責を負わないと認められる者を除く）には認定の対象とはしない。また、重大な瑕疵その他の国内であれば指名停止措置に相当するような事案が確認された業務について、当該技術者が当該事案に関与していた場合（明らかに責を負わないと認められる者を除く）には認定の対象とはしない。

※3 従事期間が短い（6か月未満かつ工期の半分未満の場合、一時的なサポート等の応援業務でない事を確認するため、当該技術者が重要な部分を担当したことを説明できる資料または証明できる施工体制図等を参考資料（認定）へ含めること。

※4 この場合、当該特定目的会社が中央政府又は地方政府と実質的に一体的に事業を行っていることを示す資料を参考資料（認定）として添付すること。

※5 実際の業務は完了しているが契約書上の手続未了その他の理由により契約が完了していない場合も認定対象となる（この場合は（4）（ア）（d）⑤の留意点を参照のこと）。ただし、未完了の業務が明確に残っている場合は認定対象としない。

※6 O&M事業の場合、業務が完了していなくても1年以上の従事が確認できる者は認定対象とする。

（４）提出資料、提出先及び提出期限

（ア）提出資料

- 実績認定申請に必要な情報はWebシステムの「企業等情報登録画面」、「申請技術者詳細画面」、及び「認定申請プロジェクト詳細画面」より登録し、各画面より、申請に必要な参考資料（認定）のアップロードを行うこと。

※操作マニュアル2章から4章を参照

- コリンズ・テクリス又はPUBDIS（以下「コリンズ等」という）への登録を希望する場合は、Webシステムの「コリンズ登録画面」、「テクリス登録画面」、又は「PUBDIS登録画面」より必要な情報を登録し、各画面より、申請に必要な確認願と参考資料（確認願）のアップロードを行うこと。

※操作マニュアル4章4-4、5章を参照

＜全ての申請に共通する留意点＞

- ・ 企業情報、技術者情報、プロジェクト情報、及びコリンズ等に関する全ての申請情報はWebシステムにて行い、確認願及び参考資料についてはPDF形式でWebシステムにアップロードすること。なお、PUBDISへの登録を希望する場合は、Webシステムへのアップロードの前に、別途PUBDIS側で確認願の作成作業がある。
- ・ PDFファイルは、申請する事業ごとに①参考資料（認定）、②確認願、③参考資料（確認願）の3つのファイル（②及び③はコリンズ等への登録を希望する場合のみ）にまとめて提出すること。なお、これらのPDFはモノクロで良い。資料内容を正確に確認できる

よう画質には十分注意し、ページ番号を各ページへ必ず記載すること。

- ・ PDFファイルの関連箇所(Webシステムにページ数を入力する箇所)には下線を付す、またはマーキングするなどして該当箇所をわかりやすく示すこと。また適宜日本語で補足を加えること。
- ・ 原則として参考資料以外は日本語で作成すること。また、日本語・英語以外の言語による参考資料については日本語訳を添付し、翻訳証明書（組織内で翻訳した場合当該担当者による証明でもよい）を参考資料末尾に添付すること。

(a) 企業等情報の登録：実績認定申請を行う企業等の情報を「企業等情報登録画面」に登録

(b) 申請技術者情報の登録：実績認定申請対象の技術者に関する情報を「申請技術者詳細画面」に登録^{※1}

※1 発注者による指名停止、営業停止、その他の契約競争に参加する資格を停止する措置又は処分を受ける理由となった工事・業務について、当該技術者が当該事案に関与していた場合は認定の対象としない。また、重大な事故、瑕疵その他の国内であれば指名停止措置に相当するような事案が確認された工事・業務について、当該技術者が当該事案に関与していた場合には認定の対象としないので、該当工事・業務に該当する場合は、明らかに責を負わないと証明できる資料を添付すること。

(c) 申請プロジェクト情報の登録：「認定申請プロジェクト詳細画面」を使用し、実績認定申請対象のプロジェクト（事業）ごとに情報を登録する。^{※1 ※2}

※1 認定申請プロジェクトのうち、コリンズ等の登録手続における活用を想定しているプロジェクトについては、コリンズ等への登録を希望する旨（「○」印）を選択のうえ、プロジェクトごとに(d)に従い必要資料を添付すること。なお確認願の後日提出は認めないので注意すること。

※2 工事の認定申請においてODAによる「プロジェクト名」を入力する場合は、JICA「ODA見える化サイト」などを参照の上、JICA公称名についても記載して申請を行うこと。「プロジェクト名」の入力にあたり、操作マニュアル4章4-1を参照し、適切な事業名を記載すること。また既にコリンズ・テクリスに登録済の場合、その登録名も記載すること。

(d) 参考資料（認定）：認定申請プロジェクトの事実関係を説明する参考資料^{※3}を適宜添付

※3 参考資料（認定）作成にあたっては前述のPDFファイル作成に関する留意事項を踏まえ、以下の事項を含むことを確認すること。

- ① 発注者が(3)①の申請資格に合致することを示す書類(発注者が明らかに中央又は地方政府関係部局である場合は不要)。
- ② 記載された発注者との間で、元請として契約したことが分かる資料(契約書の写しが望ましいが、機密保持契約その他の理由により契約書の写しを添付できない場合は契約の事実を証明する資料)。
- ③ 申請対象技術者の当該事業への参画を示す書類(最低限、当該技術者の氏名(フルネーム)又は「姓又は名及び名又は姓のイニシャル」が記載されている書類(体制図表、現地での会議議事録等)の写しを添付すること(記載されている名称について、例えば「鈴木 太郎(すずきたろう)」氏であれば、「SUZUKI Taro」「Taro S.」「Suzuki T」等は可だが、「Mr. Suzuki」や「S.T」では受け付けられない)。
- ④ 工期及び工事／業務完了の事実を裏付ける書類。契約書の写しに工期の記載がない場合は工期が記載された別の書類の写しを添付すること。契約変更により工期が変更されている場合は変更契約その他の工期の変更を示す別の書類を添付すること。
- ⑤ 実際の工事／業務は完了しているが契約書上の手続未了その他の理由により契約が完了していない場合は、発注者又はThe Engineerが発行した完工証明書(申請対象事業が施工監理業務の場合は自らが発行した証明書で良い)その他工事／業務の完了を証明する書類を添付すること。なお、契約(変更契約も含む)上の工期通りに完工・完了している場合は当該契約書その他契約の事実を裏付ける書類のみの添付でよい。
- ⑥ 工事着手日及び工事完了日は、コリンズ等への登録を希望する場合は、当該登録内容と揃えること。なお、工事着手日については参考資料(認定)の記載内容に応じて契約日・工事／業務着手日のいずれでも良い。

【以下、コリンズ等の登録手続における活用を想定している場合のみ】

- (e) コリンズ(工事)、テクリス(業務)又はPUBDIS(建築分野の業務)に関する情報の登録：コリンズ等登録画面を使用、申請対象の事業ごとに情報を登録^{※4}
- (f) 確認願(コリンズ等の登録システムにより作成する「登録のための確認のお願い」(コリンズ・テクリスの場合)又は「業務カルテ情報」(PUBDISの場合)を指す(以下同じ))。^{※5}
- (g) 参考資料(確認願)：コリンズ登録情報、テクリス登録情報、又はPUBDIS登録情報および確認願の事実関係を説明する参考資料を添付^{※6}。

※4 国内工事の現場代理人、監理技術者又は主任技術者(工事の場合)若しくは国内業務の管理技術者(建築分野については、管理技術者に加えて分担業務分野ごとの主任担当技術者、担当技術者)に相当する技術者については、「コリンズ登録画面」、又は「テクリス登録画面」の「役割」欄でそれぞれの項目を選択すること。(建築分野については「PUBDIS登録画面」の「分担業務分野」「役割」欄でそれぞれの項目を選択すること)。

※5 コリンズ等に登録を行おうとする企業は以下の点に留意し、確認願を作成して添付すること。
・今年度に認定を受ける事業については、確認願の後日提出は認めないので注意すること。

- ・なお、海外現地法人等による工事又は業務については、確認願は当該海外現地法人等の名義で作成すること。

① コリンズ・テクリスの場合

- ・本制度で審査する「確認願」の技術者データに記載する者については、全て本制度による認定を受ける必要があることに注意すること。
 - ・作成時、「登録種別」は、工事は「竣工登録」、業務は「完了登録」とすること。
 - ・作成時、「発注者機関確認担当者記入欄」については、所属部署名：国土交通省、担当者氏名：海外認定制度担当、担当者メールアドレス：(空欄)とすること。
 - ・建築工事で、複数棟の工事实績のコリンズ登録を希望する場合は、棟ごとに異なる工種／工法・型式として情報を記入すること。
 - ・なお、海外の機関が発注した工事又は業務に限り、以下a)及びb)の措置が反映されている。
 - a)監理技術者資格者証を保有していなくても、監理技術者の役割で実績登録が可能となる。なお、この場合は、監理技術者資格証番号は空欄で登録すること。
 - b)必須となる技術者の役割(工事：現場代理人、監理技術者または主任技術者、業務：管理技術者)を入力しなくても実績登録が可能となるため、本制度で認定申請する技術者と役割だけを登録すること。
- ※ 退職者が所属したプロジェクトのコリンズ・テクリス登録を希望する場合は、コリンズ・テクリスのヘルプデスクに確認の上、情報を入力すること。

② PUBDISの場合

- ・本制度で審査する「確認願」に記載する技術者については、全ての技術者が本制度による認定を受ける必要があることに注意すること。
 - ・確認願(業務カルテ情報)の作成方法の詳細は、PUBDISのホームページ「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」におけるPUBDIS登録のお申込み」のページを参照すること。
- PUBDISのホームページ：<https://www.pbaweb.jp/pubdis/>

- ※6 参考資料(確認願)はコリンズ登録情報、テクリス登録情報、又はPUBDIS登録情報とする事項を含むものとし、作成にあたっては前述のPDFファイル作成に関する留意事項を踏まえること。
- ・国内工事の現場代理人、監理技術者又は主任技術者(工事の場合)若しくは国内業務の管理技術者(建築分野については、管理技術者に加えて分担業務分野ごとの主任担当技術者、担当技術者)に相当する技術者については、その役割を体制図表等で確認できるようにすること。
 - ・建築分野の工事については、登録する工事／工法・型式ごとに、新築/改修の別、用途、構造、階数、延床面積の内容を示す資料を含むこと。
 - ・建築分野の業務については、PUBDIS登録情報とする事項を確認できる図面等を含めること。
 - ・複数名が入れ替わり現場代理人又は管理技術者として従事した場合は、該当する全ての技術者について認定申請を行い、履行期間中を通して現場代理人(コリンズ情報)又は管理技術者(テクリス情報、又はPUBDIS情報)相当技術者(以下「現場代理人等」という)が不在となる期間、複数名となる期間がないよう注意すること(ただし代表者以外の構成員として参画したJVによる事業の場合等はこの限りではない場合もある)。

(イ) 申請情報の登録

企業等が「(ア) 提出資料」に定める申請情報をWebシステムにて登録し、「送付（申請）画面」にて申請対象情報を登録することにより、Webシステムより申請企業の窓口（担当者1）として登録されたメールアドレスに向けて登録受理のメールを自動送信する。

※操作マニュアル6章、7章を参照

Webシステムより配信されるメールアドレスは以下のとおり。

メールアドレス： 認定申請・審査システム <info@overseas-infraprj.go.jp>

※ PDFファイルは、Webシステムにおける機能制限により、1ファイル当たりの容量を30MBまでに抑えること。30MB以上のファイルはシステムへアップロードができない。

※ なお、本制度における提出資料の集計・審査作業の一部は、国土交通省から委託された一般社団法人 国際建設技術協会、一般財団法人 国土技術研究センターが実施する。

(ウ) 提出期限

2024年7月1日より募集を開始し、資料の提出期限はいずれも2024年8月31日（日本時間同日17時までに申請を完了すること。）とする。

(5) 実績認定の方法

「(4) 提出資料、提出先及び提出期限」に従い提出された資料の内容について、必要に応じて関係機関と連携して事実関係の確認を行うとともに、「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会」において意見聴取を行い、疑義を伴わない実績について認定する。なお、この過程において、資料の内容等について申請を行った企業等に追加資料の提出や説明を求める場合がある。

(6) 実績認定の通知

技術者の実績認定については、国土交通省（実績登録担当課）より、当該技術者に係る実績認定申請を行った企業等に通知した上で、後日認定証を送付する。

認定証には、認定証番号の他、申請した企業等、技術者の氏名、担当した工事・業務の名称その他必要事項を記載する。

(7) コリンズ等の登録手続き

「(4)(ア) 提出資料」において確認願を提出した事業については、引き続きコリンズ等の登録に向けた確認を行う。この過程において、資料の内容等について申請を行った企業等に追加資料の提出や説明を求める場合がある。

Ⅲ. 表彰への応募

(1) 応募主体（工事部門・業務部門共通）

「Ⅱ. (1) 申請主体」で示した実績認定の申請を行える企業等に同じ。

(2) 応募の方法（工事部門・業務部門共通）

応募に当たっては、応募を行う企業等が、当該企業等に所属等（「Ⅱ」同様、海外現地法人等に出向中の者を含む）し、(3)の資格を満たす技術者について行う。ただし、2024年度の表彰に係る応募については、応募を行う企業等1団体あたり3名まで応募できる（1名に加え、女性1名、外国籍を有する技術者1名を各々追加可能）。これに加え、2024年4月1日現在で40歳以下の若手技術者を1名追加できる（最大で4名まで応募可能）。

なお、若手技術者については、今後のさらなる活躍が期待される「国土交通大臣奨励賞」の受賞対象となる。

なお、応募に当たっては、当該技術者の実施した代表的な案件1件（当該技術者に関して、過去に本制度による認定証が発行されているか、今回の表彰への応募と同時に認定申請が行われている案件に限る）について「(4) (ア) 提出資料」に示す応募資料を作成し、海外インフラプロジェクト技術者申請・審査システム（以下「Webシステム」）にて申請するものとする。

申請はWebシステムを利用するため、別紙「認定申請・審査_操作マニュアル（申請企業編）」（以下、操作マニュアルという）を参照すること。Webシステムの初回利用には、予めユーザー登録の申請が必要となる。メールタイトルを「システム利用に伴う申請」とし、Webシステムをご利用される企業等名称、及び連絡先を記載の上、下記の宛先までメールにて申請すること。

【申請先】 国土交通省海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰事務局

メールアドレス：hqt-overseas-infra-records@ml.idi.or.jp

Webシステムへのログイン用のユーザーアカウントと仮パスワードを、申請されたメールアドレスに返信するので、下記URLよりログイン後、パスワードの変更を行うこと（パスワードの変更後、各種情報入力用のメニュー画面が表示される）。

URL：<https://certify.overseas-infraprj.go.jp>

※操作マニュアル1章を参照

(3) 応募資格（工事部門・業務部門共通）

応募を行う企業等に所属等している、「Ⅱ. (3) 申請資格」の実績認定申請資格を満たす工事又は業務に従事した技術者であること。

なお、表彰の対象となる技術者としては、「Ⅱ. 実績認定の申請」により申請された実績認定がなされ、又は過去に本制度による認定証が発行されている工事又は業務に従事した、国内工事における現場代理人、主任技術者又は監理技術者若しくは国内業務における管理技術者又は照査技術者相当以上の水準の技術者※を想定している。

過年度に本制度にて受賞された技術者については、受賞した工事又は業務とは別の工事又は業務であれば、応募は認める。

※ 特定の工種など部分的なマネジメントを担い、実質的に国内の中小規模の案件の管理技術者に相当するような業務を担当した担当技術者も含む。

(4) 提出資料、提出先及び提出期限

(ア) 提出資料

○ 表彰応募に必要な情報はWebシステムの「表彰応募詳細画面」にて登録すること。

＜全ての資料に共通する留意点＞

- ・ 表彰応募に関する全ての申請情報はWebシステムにて行い、応募者履歴書及び参考資料（表彰）についてはPDF形式でWebシステムにアップロードすること。
- ・ **採点の公平性を期すため、必ず日本語で作成すること。**日本語以外の言語による参考資料（表彰）については日本語訳を添付し、翻訳証明書を添付すること。
- ・ PDFファイルは、Web入力システムにおける機能制限により、1ファイル当たりの容量を30MBまでに抑えること。30MB以上のファイルはシステムへアップロードができない。
- ・ 審査は認定に添付したファイルでは行わないので、必ず必要書類を表彰のシステムに添付すること。

(a) 表彰応募情報の登録：Webシステムの「表彰応募詳細画面」を使用し、表彰に関する応募情報を登録。応募者一人（1事業）あたり1件の応募情報を登録。

※操作マニュアル8章を参照

- ・ 参考資料（表彰）

先頭の1ページは工事／業務の全体概要が分かる資料とし、2ページ目以降は後述する「(5) 受賞者の選考の方法（工事部門・業務部門共通）」を熟読の上、「表彰応募詳細情報」で入力した事項を証明する資料を添付

- ・ 応募者履歴書（様式自由）

ただし、外国籍枠を利用して応募する場合には、在留カード・パスポート・特別永住者証明書のいずれかの写しも併せて添付

- ・ 外国籍枠を使用する場合に応募企業等が行う確認事項 2 点
 - (i) 応募技術者がこれまでに所属したことがある組織に、外国ユーザーリスト^{※1}に該当するものがないこと
 - (ii) 応募技術者が特定類型該当性^{※2}の①～③全てに該当しないこと

※1 外国ユーザーリスト（令和5年12月6日現在）

(PDF) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/20231206-3.pdf>

(Excel) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/20231206-4.xlsx>

※2 特定類型該当性

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版（令和4年2月）』P.130を参照

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

（イ）資料の提出先

企業等が「(ア) 提出資料」に定める応募情報をWebシステムにて登録し、「送付（申請）画面」にて申請対象情報を登録することにより、Webシステムより申請企業の窓口（担当者1）として登録されたメールアドレスに向けて登録受理のメールを自動送信する。Webシステムより配信されるメールアドレスは以下のとおり。

※操作マニュアル9章、10章を参照

メールアドレス： 認定申請・審査システム <info@overseas-infraprj.go.jp>

※ PDFファイルは、Webシステムにおける機能制限により、1 ファイル当たりの容量を30MBまでに抑えること。30MB以上のファイルはシステムへアップロードができない。

※ なお、本制度における提出資料の集計作業の一部は、国土交通省から委託された一般社団法人 国際建設技術協会、一般財団法人 国土技術研究センターが実施する。

（ウ）提出期限

2024年7月1日より募集を開始し、応募資料の提出期限は2024年8月31日（日本時間同日17時までに申請を完了すること。）とする。

（5）受賞者の選考の方法（工事部門・業務部門共通）

応募された技術者が従事した海外の工事・業務における技術力・創意工夫・貢献度等を評価し、「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会」において意見聴取

した上で、特に優秀な者について表彰する。

評価に際しての主な視点は以下のとおりとする。

<u>視点1</u> マネジメントにおいて、どのような役割を果たし、どのような成果を上げたのか	<u>マネジメント※に果たした役割の評価</u> 例)プロジェクトマネジャーとして、厳しい現場環境の中、JV企業間や下請企業との調整・監理や、資機材調達等を適切に実施し、事業を工期内に円滑に遂行した。 <u>工期等契約事項の履行状況に関する評価</u> 例)工程管理責任者として、一定工区や業務を管理する中で、工期短縮のための改善提案を行い、早期完工を実現した。
<u>視点2</u> 直面した技術的課題にどのように対応し、解決したのか	<u>専門的な技術力の観点からの評価</u> 例)事前の調査・設計で想定していなかった地盤・地質条件に施工中に遭遇したが、当初計画にはなかった新たな補助工法を検討・提案することで、工期内に工事を遂行した。 <u>技術移転の観点からの評価</u> 例)現地企業・技術者の能力向上を図るため、現地企業・技術者に対して、設計／施工／維持管理技術等の専門的な技術移転を積極的に実施した。
<u>視点3</u> 関係機関(相手国政府等)との協議・調整において、どのような困難性があり、それに対してどのような工夫を行って対処・解決したのか	<u>地域機関との協議・調整に関する評価</u> 例)占用物件に関して、複数の地元自治体や関係事業者との調整を迅速に取りまとめ、全体工程に遅延を生じることなく、円滑な事業実施に貢献した。 <u>発注者側との協議・調整に関する評価</u> 例)工事区間の一部に未収用の土地があることが判明し、当初の施工手順では対応できなくなったため、発注者に代替工法を取り入れた新たな施工手順を提案・協議・調整し、課題を解決し、円滑に事業を遂行した。
<u>視点4</u> その他外部からの評価の視点(関係・省庁、学会、外国政府等による表彰等を想定) 重大な事故・瑕疵等の減点評価の視点	

なお、評価の過程において、事実関係については添付された参考資料(表彰)に基づき判断することを基本とするが、詳細な事実関係について確認するため、応募を行った企業等に追加資料の提出や説明、オンラインも含めた面接などを求める場合がある。

※ ここでいう「マネジメント」は、プロジェクトマネジャーの職務に限定するものではなく、特定の契約・工事の管理を幅広く差す概念としてとらえてよい。

(6) 受賞者の発表及び表彰(工事部門・業務部門共通)

受賞者の発表は、当該受賞者に関する応募を行った企業等に通知するとともに、国

土交通省のホームページで公表する。

表彰は、原則として、国土交通大臣から当該技術者に対し表彰状を授与することにより行う。

※ 当該技術者が海外で勤務中その他の理由に応じ、代理人による受領も可とする。なお、昨年度の表彰式は対面とオンラインの併用により行った。

IV. その他

(1) 実績認定・表彰の事務

事務局は、実績認定に関する事務については大臣官房技術調査課及び公共事業調査室に、表彰に関する事務については総合政策局国際政策課及び海外プロジェクト推進課に置く。

(2) 認定・表彰の活用実績の報告について

本制度の活用状況をフォローアップし今後の制度改善に活かすため、本制度により認定あるいは表彰された技術者が、その実績等を活用して国内の工事・業務に参画した場合（受注に至らなかった場合も含む）には、別途報告いただくよう協力をお願いすることとする。

報告の実施方法については、後日改めてお知らせする。

(3) 個人情報の保護

本要領に基づき送付された応募資料により得られる個人情報その他の情報は、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の管理運営上の利用目的以外には使用しない。

(4) その他

- ・ 実績認定及び表彰は原則年1回とする。
- ・ 実績認定申請・表彰応募資料の内容について、選考の過程で不正や事実と反する事項等が発見された場合には、認定及び表彰の選考の対象から除外する。
- ・ 受賞通知後、実績認定申請・表彰応募技術者又は申請・応募を行った企業等が社会的信用を著しく損なった場合には、認定及び表彰の対象から除外する場合がある。また、認定又は表彰後も、不正又は事実と反する事項による申請・応募であることが明らかとなった場合は、認定及び表彰の取り消しを行うとともに、その旨を公表する場合がある。
- ・ 前項により認定または表彰の取り消しを受けた企業または技術者は、取り消しの通知を受けた日の翌日から起算して3年間、本制度に基づく認定申請及び表彰応募をすることができないものとする。

- ・ なお、本実施要領は２０２４年度における海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の実施要領を定めているところであり、次年度における実施要領は本制度の活用状況や海外インフラプロジェクト技術者評価委員会での審議等を踏まえ、必要に応じて改定されるものとする。

附則.

この実施要領は、２０２４年７月１日から施行する。